

「やまぐち子ども・若者プラン」の概要

第1章 やまぐち子ども・若者プランの策定にあたって

1 計画策定の趣旨

青少年を取り巻く環境変化や国の動向等を踏まえ、今後の本県の子ども・若者育成支援施策を推進するための基本指針として、「やまぐち子ども・若者プラン」を策定

2 計画の位置付けと役割

- 子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「都道府県子ども・若者計画」に位置付け（現プランは、本県独自の計画）
- 子ども・若者を対象とした他計画を踏まえて策定
- 子ども・若者の健全育成の取組を社会全体で推進するための指針

3 計画の期間

平成25年度～平成29年度（5年間）

4 計画の対象

- 対象者は「0歳から概ね30歳未満までの者」
- 就労支援等の施策によっては、概ね40歳未満の者も対象

5 基本理念・基本目標

(1) 基本理念

本県の未来を担う子ども・若者が、たくましく心豊かに成長することは、県民全体の願いです。
すべての子ども・若者が、自立し、安定した社会生活を営むことができるよう、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を社会全体で実施していきます。

(2) 基本目標

- 子ども・若者の健全な成長への支援
- 困難を有する子ども・若者及びその家族への支援
- 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

第2章 子ども・若者を取り巻く社会環境の変化等

1 子ども・若者を取り巻く社会環境の変化

- 少子化・核家族化の進展
 - ・子ども・若者人口の減少等
- 情報化の更なる進展
 - ・インターネット上の有害情報の氾濫等
- 雇用環境の大きな変化
 - ・非正規雇用の増大等

2 子ども・若者の現状

- ニートの数が全国的に高止り、ひきこもりの長期化、児童虐待の全国的な増加
- いじめ等の問題行動や少年非行は減少傾向にあるものの、予断を許さない状況
- 家庭や地域の教育力の低下

第3章 具体的施策の推進

1 子ども・若者の健全な成長への支援

(1) 子ども・若者の自己形成等への支援

- ア 基本的な生活習慣の形成と規範意識の育成
- イ 確かな学力の育成
- ウ 多様な体験活動・交流機会の提供
- エ 文化・スポーツに親しむ機会の確保
- オ 健康の保持・増進

(2) 子ども・若者の社会参加、就労等への支援

- ア 社会的・職業的自立へ向けた支援
- イ 若者への就労支援

2 困難を有する子ども・若者及びその家族への支援

(1) 困難な状況ごとの取組

- ア ニート、ひきこもりの子ども・若者等への支援
- イ 暴力行為、いじめ、不登校等学校における諸問題への対応
- ウ 障害等困難を有する子ども・若者等への支援
- エ 相談・支援体制の充実

(2) 子ども・若者の被害防止・保護、非行防止等

- ア 児童虐待等の防止
- イ 非行防止・立ち直り等支援、犯罪被害防止

3 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

(1) 家庭、地域の教育力の向上

- ア 家庭の教育力の向上
- イ 地域の教育力の向上

(2) 社会環境の整備

- ア 有害環境の浄化
- イ 地域の安心・安全の推進

【数値目標】

計画に掲げる施策の着実な推進を図るため、数値目標を設定する。

(主な項目)

- ・体育の授業以外に運動や外遊びをほとんど毎日（週3日以上）行っている児童生徒の割合
- ・高校生の就職決定率
- ・1000人当たりの不登校児童生徒数
- ・フィルタリング普及率の向上
- ・「家庭の日」協力事業所の登録数 等

第4章 計画の推進

市町、関係団体等と連携し、子ども・若者育成支援施策の着実な推進を図るとともに、毎年度、計画の進捗状況を点検し、適切な進行管理を実施